

会社を辞めたら健保の 「任意継続」の手続きを

国保滞納といわれた

先日、読者の方から、「相談したい
という人がいる」との電話があり、
早速訪問しました。相談ことは
次のようなことでした。

「昨年、ある会社を退職した。今、
パートで働いている。国民健康保険

任意継続の制度

政管健保(政府管掌健康保険)な
どには「任意継続」という制度があ
りますが、この方は、その手続きを
してなかったようです。

「任意継続」というのは、二年間だ
け社会保険に加入し続けられる制
度です。保険料は雇用主分も払わ
なければなりません。退職前より
も少し高いだけで、国保税よりもは
るかに安く、窓口負担は社会保険
そのままです。

に入っていないので手続きに行っ
たら、滞納分九万円を払うように
いわれた。」

社会保険加入者が退職すると、
手続きの有無にかかわらず、その
翌日から国保加入者になります。
この方の国保税は、働いていた一昨
年の所得を基準に計算しますか
ら、滞納分も高額になるのです。

定年退職者などは、退職の翌年
は、国保税が「バカ高く」なります
が、二年たてば年金を基準にした
国保税になるわけです。

「任意継続」の手続きができるの
は、「退職後二十日以内」です。その
ため、退職前の会社で制度のことや
手続きの仕方を教えてくれるもの
です。この方の場合、これがなかった
ようです。

会社を辞めたら、社会保険事務
所で、「任意継続」の手続きを忘れ
ずにしましょう。

分納 延納

この方は現在、国保加入の手続き
中ですが、パート収入では、一度に
九万円も払えません。加入後、分
納や延納を申請をすることになり
ます。

この方は、現在民間アパートに住
んでいます。これもパート収入で
は、とても家賃が払えないというこ
とで、南新町の市営アパートに入れ
ないかという相談もされました。
市の建築住宅課に同行し、入居
することが決まりました。

8月の行動

- 七月三十一日、八月一日
- 加賀白山
- 総務委管内視察
- 三和村議選応援
- 議員団会議
- 雪問題対策会議
- 市職労との懇談会
- 桑取視察
- 墓参り
- 白馬岳
- 党の歴史と綱領学習会
- 議員団会議
- 党地区議員研修会
- 国保運営協議会

三和村議選に ご支援を

8月29日告示
9月3日投票

日本共産党は、**橋本正幸**氏
(現職)を擁立し、少数激戦の中、議席
確保をめざします。
知人・友人・知り合いに一声かけてく
ださい。

日本共産党上越市議会議員
杉本敏宏
議会だより

2000年8月25日 9
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 24-3787 FAX 24-3832
E-Mail t-sugi@joetsu.ne.jp
http://web.joetsu.ne.jp/ t-sugi/